

## 福岡市立松濤園再整備費（養護老人ホーム）補助金交付要綱

### （通則）

第 1 条 福岡市立松濤園再整備費(養護老人ホーム)補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和 39 年 11 月 16 日規則第 107 号）並びに社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 39 年 11 月 16 日条例第 112 号）、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年 4 月 1 日規則第 35 号。以下「規則」という。）その他の法令及び関係通知によるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるところによる。

### （目的）

第 2 条 この補助金は福岡市立松濤園に代わる新施設の設置に伴い公募により選定された社会福祉法人が養護老人ホーム整備に要する費用に対して助成を行い、当該施設入所者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### （補助対象者）

第 3 条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。  
なお、本補助金の交付対象者は公募により募集する。

- (1)社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人であること。
- (2)福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3)本市の市税を滞納していないこと。

### （補助対象事業）

第 4 条 補助金を交付する対象事業は、福岡市立松濤園に代わる新施設設置事業のうち養護老人ホーム整備事業とする。

### （補助対象経費）

第 5 条 この要綱において、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者の事業計画（うち養護老人ホーム整備費用のみ）における工事費又は工事請負費及び工事事務費の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助対象経費としない。

- (1) 敷地内における上下水道整備に要する費用
- (2) 地質調査に要する費用
- (3) 土地測量に要する費用
- (4) その他施設整備費として適当とは認められない費用

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、総事業費（養護老人ホームに係るもの）から寄付金その他の収入額を控除した額と補助対象経費とを比較して少ない方の 4 分の 3 の額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

ただし、補助金の上限額については、6 億円を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(補助金の申請)

第 7 条 当該補助金の交付を受けようとするものは、福岡市立松濤園再整備費(養護老人ホーム)交付申請書（様式第 1 号）を、添付書類とともに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第 8 条 補助金交付決定通知は福岡市立松濤園再整備費(養護老人ホーム)補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第 9 条 申請の取下げを行う場合は、市長に対して、福岡市立松濤園再整備費(養護老人ホーム)補助金交付申請取下申請書（様式第 3 号）を提出すること。

(実績報告)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業完了後速やかに、福岡市立松濤園再整備費(養護老人ホーム)補助金交付事業実績報告書（様式第 4 号）を、添付書類とともに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定により報告を受けた際は、調査確認し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市立松濤園再整備費(養護老人ホーム)補助金交付額確定通知書（様式第 5 号）により当該補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付時期)

第 12 条 市長は、事業完了後補助事業者より補助金の交付請求を受けたときは補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その一部を事業の途中で交付することができるものとする。

(補助金の使途)

第 13 条 この要綱により交付された補助金は施設整備に係る資金に充当するものとし、支払が終了した際には福岡市立松濤園再整備費(養護老人ホーム)補助金支払報告書（様式第 6 号）を速やかに提出することとする。

(届け出)

第 14 条 補助の決定を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。ただし、第 3 号及び第 4 号に該当するときはその理由を附し、市長の承認を受けなければならない。

- (1)事業に着手したとき
- (2)事業を完了したとき
- (3)事業を変更したとき
- (4)前 3 号のほか申請内容に変更があったとき

(補助金の返還)

第 15 条 市長は補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するものと認めるときは、補助金の交付決定を取消、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1)補助金の交付決定に附した条件に違反したとき
- (2)偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3)次条の規定に反して財産の処分を行ったとき
- (4)第 14 条の規定による届け出の手続きを怠ったとき
- (5)前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(財産処分の制限)

第 16 条 補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けず、又は補助の目的に反して使用、譲渡、交換、貸与等の行為をし、又は担保に供してはならない。

2 財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成 20 年厚生労働省告示第 384 号)に規定する処分制限期間とする。

(帳簿等の備付)

第 17 条 補助事業者は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後永年保管しておかななければならない。

(調査又は報告)

第 18 条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の執行、状況等について実地検査、必要な書類、帳簿等の調査、又は報告を求めることができるものとする。

(施行の細目)

第 19 条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。